

第 60 号 議 案

敦賀市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正の件

敦賀市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 7 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

敦賀市特定公共賃貸住宅管理条例（平成１４年敦賀市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（敦賀市営住宅管理条例の準用） 第２８条 敦賀市営住宅管理条例（平成９年敦賀市条例第８号）第１３条、第３１条、第３２条、<u>第４９条から第５９条まで及び第６５条から第７１条までの規定は、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「特定公共賃貸住宅」と読み替えるものとする。</u>	（敦賀市営住宅管理条例の準用） 第２８条 敦賀市営住宅管理条例（平成９年敦賀市条例第８号）第１３条、第３１条、第３２条<u>及び</u>第４９条から第５９条までの規定は、特定公共賃貸住宅について準用する。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和９年６月１日から施行する。

（準備行為）

- この条例による改正後の敦賀市特定公共賃貸住宅管理条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続き、その他改正後の条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の日前においても改正後の条例の規定の例により行うことができる。

提案理由

特定公共賃貸住宅の効率的、安定的な管理運営を図るため、指定管理者による管理を行いたいので、この案を提出する。